

株式等振替制度に係る手数料に関する規則の一部改正について

1. 改正の趣旨

株式等振替制度に係る振替手数料及び口座照会手数料について、料率の引下げを行うこととし、株式等振替制度に係る手数料に関する規則の一部を改正することとする。

2. 改正の概要

(1) 株式等の振替手数料

- 株式の振替手数料について、以下のとおり、料率の引下げを行う。

	現 行	改正後
一般振替（標準料率）	180 円/件	160 円/件
区分口座間振替	18 円/件	16 円/件
日本証券クリアリング機構の決済に係る振替（標準料率）	90 円/件	80 円/件

(注) 一般振替の軽減料率（①1日当り 6,000 件を超える部分、②1日当り 500 件以下の部分、③単元未満の部分）及び日本証券クリアリング機構の決済に係る振替の軽減料率（①1日当り 4,000 件を超える部分、②1日当り 500 件以下の部分）の軽減率は、現行どおり標準料率の 50%とする。

- 新株予約権付社債、新株予約権、投資口、優先出資及び上場投資信託受益権の振替手数料についても、株式に準じた料率（一般振替：160 円/件、区分口座間振替：16 円/件、日本証券クリアリング機構の決済に係る振替：80 円/件）とする。

(2) 株式等の口座照会手数料

- 株式の口座照会手数料について、以下のとおり、引下げを行う。

	現 行	改正後
振替先口座等の照会	100 円/件	10 円/件
振替先口座等の照会結果または被照会状況に係るデータのダウンロード		

- 新株予約権付社債、新株予約権、投資口、優先出資及び上場投資信託受益権の口座照会手数料についても、株式に準じた料率（振替先口座等の照会：10 円/件、振替先口座等の照会結果または被照会状況に係るデータのダウンロード：10 円/件）とする。

3. 施行日

平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、口座照会手数料に係る改正規定は、平成 21 年 1 月 5 日以降に行われた振替先口座等の照会について適用する。

以 上